

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

喜多方市長

市町村名 (市町村コード)	福島県喜多方市 (07208)
地域名 (地域内農業集落名)	関柴地区 (関柴集落、楚々木集落、小松集落、下柴集落、平林集落、京出集落、東中明集落、上勝集落、上高額集落、下勝集落、西中明集落、中里集落、三城目集落、布流集落)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和8年9月28日 (第3回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

【地域農業の現状】

- ・ 関柴地区は、合併前の旧喜多方市の東部に位置する14の集落で構成
- ・ 平坦地と中山間地があり、地域特性を生かし、水稻による経営を中心に、施設園芸によるキュウリ、アスパラガス等による複合経営が展開
- ・ 国道121号近郊では、農業振興地域外の農用地が多い。
- ・ 平地農業が主であるものの、米価の変動や農業機械・肥料の高騰等により、集落によっては担い手が少ない地域が多い。
- ・ 農業を担う者のうち、担い手への農地の集積率は約29%
- ・ 当面はリタイア・規模縮小予定の農地等を、農業を担う者で引受可能だが、規模拡大意向のある農業を担う者との利用調整が未了の農地の一部でミスマッチが生じ、今後の話し合いがキーとなる。(関柴、小松、平林、東中明、中里、三城目)
- ・ 一方で、農業を担う者の規模拡大予定が少なく、6つの集落でリタイア・規模縮小予定の農地等すべてを引き受けることができない状態にあるため、入作者や新たな組織の設立など集落での話し合いが重要となる。(楚々木、京出、上勝、上高額、下勝、西中明、布流)
- ・ 入作や土地持非農家を除いた集落内農家の平均年齢は70.8歳であるが、それぞれの集落において、個人経営や農事組合法人などにより、多面的機能や中山間制度を有効に活用し、地域農業の保全・発展に努めている。
- ・ 楚々木集落については、水稻の作付けがない。

【地域農業の課題】

[農業を担う者の確保]

- ・ 農業を担う者を地域内・外から確保している。(関柴、小松、下柴、平林、京出、東中明、上勝、上高額、中里、三城目、布流)
- ・ 農業を担う者が不足している。(楚々木、平林、東中明、上高額、下勝、西中明)
- ・ 新規就農者が参入している。(関柴)

[農業を担う者への農地の集積・集約]

- ・ 入作を含めた農業を担う者への集積・集約化が進んでいる。(下柴、京出、中里)
- ・ 入作を含めた農業を担う者への集積が進んでいるものの、分散錯圖の状態にある。(関柴)
- ・ 入作を含めた農業を担う者への集積もなかなか進んでおらず、分散錯圖の状態にある。(楚々木、小松、平林、東中明、上勝、上高額、下勝、西中明、三城目、布流)

[農地バンクの活用]

- ・ 農地バンクの活用は進んでいるものの、集約の理解に向けた農地所有者の理解が得られない。(関柴)
- ・ 農地バンクの活用は進んでおり、所有者の理解も得られることから農地の集約化を進めて行くことが課題。(小松、下柴、京出、中里)
- ・ 農地バンクを活用していない。(楚々木、平林、東中明、上勝、上高額、下勝、西中明、三城目、布流)

(2) 地域における農業の将来の在り方

[作物の生産]

- ・ 平坦部では水稻を主要作物とし、中山間地ではそばも含めた土地利用型農業を行う。(共通)
- ・ 所得向上に向け、施設栽培によるキュウリ、ミニトマト、トルコギキョウに加え、露地栽培によるアスパラガス、花木等の生産を行う。(関柴、東中明、中里)
- ・ 水稻の特別栽培に取り組む。(関柴、中里)

[農業を担う者の育成・確保]

- ・ 主に集落内の農業者の中から農業を担う者を確保するが、集落内の農業を担う者が不足する場合は、集落外の農業者を積極的に農業を担う者に位置付ける。(共通)

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	652.0 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	566.6 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、その区域と住宅地又は林地との間にある農地は保全・管理を行う区域とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
・ 今後、リタイア・規模縮小しようとする場合は、集落に窓口を置き、農業を担う者と農業委員会において調整した上で、農地を集積・集約化を図る。(共通) ・ 水田はできるだけ連担化し、転作田は団地化を進める(関柴、小松、下柴、京出、中里、三城目、布流)
(2)農地中間管理機構の活用方針
・ リタイア・規模縮小する者が農業を担う者に農地を貸し付けるとき(関柴、小松、下柴、京出、上高額、西中明、中里、三城目、布流) ・ 農地の分散解消や団地化のために農地の権利を移動しようとするとき(関柴、小松、下柴、京出、上高額、中里、三城目、布流)
(3)基盤整備事業への取組方針
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
【農業を担う者の育成・確保】 ・ 集落内外から新規就農者を積極的に確保する。(関柴、小松、下柴、京出、東中明、上勝、上高額、西中明、中里、三城目、布流) ・ 地域内外から多様な経営体を募り、受け入れる。(関柴、小松、下柴、平林、京出、東中明、上高額、三城目、布流) ・ 現状維持または毎年様子を見ながら検討していく。(楚々木、西中明) 【農作業の効率化】 ・ 水稻育苗・除草等は所有者・生産者が中心となって共同作業を行って効率化を図る。(西中明) ・ 農業を担う者と農業を担う者以外の農業者等の役割を明確化した畦畔管理や草刈り、地域内農道用排水路などの管理作業を行う。(関柴、小松、下柴、京出、東中明、上高額、西中明、中里、三城目、布流)
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☒ ④輸出	☒ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☒ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①電気柵等の設置による有害鳥獣被害防止対策を行う。(関柴)
- ②水稻の減農薬・減化学肥料による特別栽培に取り組む。(関柴、中里)
- ③自動操舵農機による田植え作業を実施。(関柴)
- ⑦遊休農地を活用できる農業者がいない場合は地域ぐるみで農地の保全・管理を行う。(関柴、小松、下柴、平林、京出、西中明、中里、三城目、布流)
- ⑦畦畔管理、草刈、防除、堰の管理など、多面的機能支払や中山間地域等直接支払、任意組織による保全管理を行う。(関柴、小松、下柴、平林、京出、西中明、中里、三城目、布流)
- ⑧農事組合法人が集落内に乾燥調製施設を整備する。(関柴)